

上限価格方式（プライスカップ方式）による
基準料金指数の設定について
〈報告〉

総務省総合通信基盤局
平成24年6月12日

1. 制度趣旨

- 電気通信分野の利用者料金は、原則として事業者が自由に設定可能
- 他方、NTT東西の加入電話等の競争が不十分な分野においては市場メカニズムを補完することが必要となるが、総括原価方式に基づく料金認可制による場合、料金の低廉化が促されず、事業者に経営効率化を進めるインセンティブが賦与されないおそれ
- そこで、プライスカップ方式を採用し、実質的な料金の低廉化により利用者利益を確保しつつ、料金水準の上限以下であれば個々の料金は届出のみで自由に料金設定してよいこととし、事業者に経営効率化インセンティブを賦与

2. 制度の概要

- 対象サービスは、NTT東西の固定電話及び公衆電話
- 一定のサービス区分ごとに料金水準の上限（基準料金指数）を設定

【プライスカップ方式のサービス区分と対象サービス】

サービス区分	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話等（市内、市外通話料）・公衆電話（通話料）
加入者回線サブバスケット	加入電話等（基本料、施設設置負担金）

- 基準料金指数は毎年NTT東西に通知。基準料金指数の設定に当たっては、3年ごとに合理的な将来原価の予測に基づく生産性向上見込率（X値）を設定

$$\text{基準料金指数} = \text{前期の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

1. 基準料金指数の設定

○ 平成24年10月から適用される基準料金指数

サービス区分	NTT東日本	NTT西日本
音声伝送バスケット	92.7	92.7
加入者回線サブバスケット	100	100

(注1) 情報通信行政・郵政行政審議会の答申（平成24年5月29日）を受けた基準料金指数。両バスケット共に前期と同水準に据置き

(注2) 平成12年4月時点の料金水準を100としたもの

2. 今後のスケジュール等

- 5月29日 情報通信行政・郵政行政審議会答申
- 6月29日 基準料金指数をNTT東西に通知
- 10月 1日 新基準料金指数の適用開始

建議における消費者庁 に対する指摘事項

ア 情報提供すべき 情報の範囲と方法

イ 消費者（利用者）
の意見を反映するた
めの方策

ウ 公共料金について
消費者の視点から
チェックするための
第三者機関設置の必
要性

エ デフレ時代に見
合った料金水準への
「値下げ」を求める
ことができる仕組み
の在り方

総務省における現在の対応状況

- 法令上、NTT東西には、電気通信事業会計を整理し、「基本料」、「通話料」、「公衆電話」といったサービスごとの収支の状況について整理し、公表することが義務づけ（NTT東西は、同社のHPにおいてサービスごとの収支の状況を公表）
- 行政指導により、NTT東西に対し、利用者に対し基本料に係る費用算定の具体的な処理手順について一般利用者の理解が容易になるような工夫を凝らした上で公表することを要請（NTT東西は同社のHPにおいて、図表等を活用しつつ、具体的な処理手順を公表）
- 行政指導により、NTT東西に対し、基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について、毎年度の事業計画の認可申請の際に報告するよう要請。総務省は、その内容について情報通信行政・郵政行政審議会に対し報告
- 基準料金指数を設定する際に必要となる生産性向上見込率の算定に係る考え方については、3年に1度、有識者からなる研究会を開催して検討し、最終報告書を公表
- 世界の主要7都市における『電気通信サービスに係る内外価格差調査』を実施し、調査結果を毎年度公表

建議における消費者庁 に対する指摘事項

ア 情報提供すべき情報
の範囲と方法

イ 消費者（利用者）
の意見を反映するた
めの方策

ウ 公共料金について
消費者の視点から
チェックするための
第三者機関設置の必
要性

エ デフレ時代に見
合った料金水準への
「値下げ」を求め
ることができる仕組
みの在り方

総務省における現在の対応状況

- 基準料金指数の設定の際は、法令により情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に諮問が義務づけ（同部会委員には消費者団体の代表者が含まれる）
- 法令上の意見募集の対象外であるが、消費者（利用者）の意見を反映することを目的の一つとして同部会において意見募集を実施し、消費者の参画を実質的に確保

- 基準料金指数の設定の際は、法令により情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に諮問が義務づけ（同部会委員には消費者団体の代表者が含まれる）
- 基準料金指数を設定する際に必要となる生産性向上見込率の算定に係る考え方については、3年に1度、有識者からなる研究会を開催して検討

- 総務省は、利用者料金の実質的な低廉化を促進し、事業者に経営効率化インセンティブを賦与するため平成12年よりプライスカップ制度を導入
- 基準料金指数については、消費者物価指数変動率を踏まえて毎年算定し、NTT東西に通知
- 基準料金指数を設定する際に必要となる生産性向上見込率の算定に係る考え方については、3年に1度、有識者からなる研究会を開催して検討し、当該考え方を基準料金指数の設定に反映